

様式第 2（第 3 条関係）（平 7 総府令30・平12総府令94・令 2 環省令 9・一部改正）

（表）

国内希少野生動植物種捕獲等従事者証	
(緊急指定種)	
第	号
年	月 日
有効期間	年 月 日から
	年 月 日まで
環 境 大 臣 印	
住 所	
氏 名	
捕獲等許可証の番号	
法 人 の 名 称	
種 名 (卵にあっては、その旨) (及び種名)	
数 量	

(裏)

目	的	
区	域	
方	法	
条	件	

注意 1. 従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。

2. 従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを環境大臣に返納しなければならない。

備考 従事者証の用紙の大きさは、日本産業規格 A 6 とする。